

建築物の定期報告を行っていますか？

定期報告(建築物の健康診断)とは…

『建築基準法第12条に基づく点検・報告』

多数の方が利用する病院や店舗などでは、火災・災害時に建物や建築設備等の維持管理不足が原因で、大きな惨事につながる場合があります。このような事態を未然に防ぎ、建物を安全に使い続けるためには、建物や建築設備等の定期的な点検が重要です。建築基準法ではその所有者または管理者が、専門の技術者に調査・検査をお願いし、その結果を定期的に特定行政庁(大分市)に報告するように定めています。この制度を『定期報告制度』と言います。

建築物

建築設備

防火設備

定期報告における点検対象は3つ！

まずは対象建築物かどうか 建築士や
建築会社などに確認してもらいましょう！

大分市では建築物・建築設備等の報告が必要な年度に、対象と思われる建築物・建築設備等の報告義務者(所有者または管理者)へ定期報告の案内を送付しています。

※定期報告対象外であっても案内が送付されている場合があります。

対象建築物用途一覧

- 物販店舗 ○映画館 ○ホテル
- 飲食店 ○ボーリング場 ○病院 等



詳しくは裏面へ



対象建築物の場合
対象設備があるか確認！！



対象外の場合

対象設備一覧

- 昇降機等
- 換気設備
- 排煙設備
- 非常用の照明装置
- 防火設備

※消防署が行う消防設備の点検とは別の検査になります。

詳しくは裏面へ



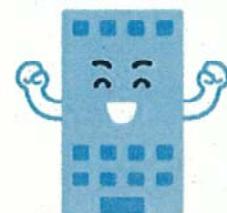
対象設備がない場合

※建築物の定期報告の提出は必要です。

対象外理由報告書を提出
※様式はHPに掲載しています。

※病院、就寝用福祉施設等に対象防火設備がある場合

⇒床面積200m²以上を病院・就寝用福祉施設等として利用していれば、建築物の報告対象外であっても防火設備定期報告が必要です。



定期報告の提出

○対象建築物一覧 報告は3年毎

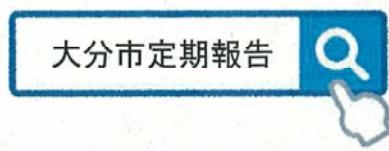
	用途	要件(いずれかに該当するもの)
グループA (平成31年度)	百貨店 物販店舗 遊技場 飲食店 等	①3階以上の階にあるもの(100m ² 超) ②2階の対象用途の床面積の合計が500m ² 以上 ③対象用途の床面積の合計が3,000m ² 以上 ④地階にあるもの(100m ² 超)
グループB (平成32年度)	劇場 映画館 演芸場	①3階以上の階にあるもの(100m ² 超) ②客席の面積の合計が200m ² 以上 ③主階が1階にないもの ④地階にあるもの(100m ² 超)
	観覧場 公会堂 集会場	①3階以上の階にあるもの(100m ² 超) ②客席の面積の合計が200m ² 以上 ③地階にあるもの(100m ² 超)
	博物館・美術館・図書館 ボーリング場 等	①3階以上の階にあるもの(100m ² 超) ②対象用途の床面積の合計が2,000m ² 以上
グループC (平成30年度)	病院・有床診療所 旅館・ホテル	①3階以上の階にあるもの(100m ² 超) ②2階の対象用途の床面積の合計が300m ² 以上 ③地階にあるもの(100m ² 超)

※避難階にのみ対象用途がある場合は、定期報告対象外(避難階:直接地上へ通じる出口のある階)

○対象建築設備等一覧 報告は毎年

設備の種類	対象建築設備	要件
昇降機等	エレベーター エスカレーター 小荷物専用昇降機	すべて(戸建住宅等は除く) フロアタイプに限る
建築設備	換気設備 排煙設備 非常用照明装置	中央管理方式の空調設備に限る 機械排煙設備に限る 非常用電源内蔵型でないものに限る
防火設備	防火扉 防火シャッター 等	特定建築物及び高齢者等の就寝の用に供する建築物のうち、 200m ² 以上の建築物に設置するもの (常時閉鎖式防火設備、防火ダンパー等は除く)

大分市役所のホームページで定期報告について、さらに詳しい説明の閲覧や書式の
ダウンロードを行うことができます



定期報告についてのお問い合わせは、下記の連絡先までお願いします

問合せ先

大分市役所7階 都市計画部開発建築指導課

TEL:097-537-5635